

選挙人名簿に登録されている市区町村の選挙管理委員会 (江田島市)	選挙人	不在者投票を行う市区町村の選挙管理委員会
<p>江田島市の選挙人名簿に登録される条件</p> <p>・江田島市に住民票がある方 (ただし、令和3年1月8日以降に江田島市への転入の場合は江田島市で投票はできません。江田島市の選挙人名簿に登録されており、転出先の選挙人名簿に登録されていない人で、転出から投票日まで4か月を経過しない人は江田島市で投票できます。)</p> <p>ステップ③ 直接又は郵送等で投票用紙を請求</p> <p>ステップ④ 江田島市選挙管理委員会が、不在者投票証明書、投票用紙、投票用封筒(2種類)を開封厳禁と書かれた封筒に入れて告示日の前日以降に宣誓書・請求書に記載された選挙人の滞在地の住所へ郵送します。</p> <p>ステップ⑤ 江田島市選挙管理委員会から送付された封筒の中に開封厳禁と書かれた封筒が入っています。選挙人が、この開封厳禁と書かれた封筒(投票用紙が入った封筒)を滞在している市区町村の選挙管理委員会へ持ってきます。</p> <p>ステップ⑥ 選挙人が滞在している市区町村の選挙管理委員会職員の立会いのもと、選挙人が不在者投票を行います。投票後に不在者投票を行った市区町村の選挙管理委員会から江田島市選挙管理委員会へ投票用紙を送付します。</p>	<p>ステップ① 選挙人が、不在者投票宣誓書・請求書を入手します。 【入手方法】 ・江田島市のホームページからダウンロードする。 ・最寄りの市区町村選挙管理委員会です。</p> <p>ステップ② 選挙人が、不在者投票宣誓書・請求書への必要事項の記入を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 氏名 2. 性別 3. 生年月日 4. 送付先住所 5. 連絡先電話番号 6. 選挙人名簿に記載された住所 7. 当日投票できない理由 <p>◎ポイント1 投票用紙等の請求は、投票日の前日までしかできません。FAXによる請求はできません。</p> <p>◎ポイント2 開封厳禁と書かれた封筒は、開封せずそのまま滞在している市区町村の選挙管理委員会へ持って行ってください。誤って開封した場合、投票できなくなる場合があります。</p>	<p>◎ポイント3 滞在している市区町村の選挙管理委員会へ事前にお問い合わせください。なお、送付先の住所以外の市区町村の選挙管理委員会でも不在者投票は可能です。</p> <p>◎ポイント4 不在者投票は、市区町村の執務時間内しか行うことができません。例外として、当該市区町村で期日前投票が行われる場合に限り、時間外でも不在者投票が可能です。必ず、事前にそれぞれの選挙管理委員会へご確認ください。</p>